

平成 30 年 5 月 25 日
仙台管区気象台

大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準を、 より適切な値に変更します

宮城県内の一部市町の大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準を、近年の大雨災害との関連から、より適切な値となるよう見直しを行いました。

新しい発表基準は平成 30 年 5 月 30 日（水）13 時から適用します。

昨年 7 月から新たな指標を導入し運用を開始した大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準について、近年の大雨等の災害データを追加した上で改めて調査検証を行い、より適切な値となるよう見直しました。

この結果、宮城県内の一部市町の大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準を以下のとおり変更します。

また、大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布についても今回の変更を反映し、より適切な判定結果とすることで、市町村が発令する避難情報の対象地域の絞込みを的確に支援できるよう改善します。

1．変更日時 平成 30 年 5 月 30 日（水）13 時

2．発表基準を変更する市町等

大雨警報（浸水害）・注意報

山元町、女川町、大崎市東部、柴田町

洪水警報・注意報

石巻市、加美町

3．発表基準

5 月 30 日 13 時以降に以下を参照してください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/miyagi.html

【参考】

宮城県の気象警報・注意報 <https://www.jma.go.jp/jp/warn/312.html>

大雨警報（浸水害）の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

洪水警報の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

問合せ先：仙台管区気象台気象防災部予報課 担当 防災気象官 鹿野

電話 022-297-8134 FAX 022-297-8260